

近江地方史研究

第 43 号

論文

高島市の「鵜川四十八躰石仏」再考
—「為広越後下向日記」と「小松之庄与音羽新庄与境論目録」から—
.....大塚 活美 (1)

中世後期近江国麻生荘の“庄”公文と下七板“村”
—蒲生文書と山部神社文書—
.....若林 陵一 (15)

中世今津の間屋に関する二、三の問題 —「河原林文書」を中心に—
.....河内 将芳 (27)

近世大津における油屋仲間の実態 —明和期を中心として—
.....齊藤 慶一 (41)

研究ノート

大溝城はいつ廃城となったか
.....杉江 進 (59)

史料紹介 道中記録にみる近江②.....八杉 淳 (75)

平成22年(2010)近江関係研究文献リスト..... (81)

口絵解説 重要無形民俗文化財「長浜曳山祭の曳山行事」—長刀組大刀渡り—
.....西川 丈雄

大会案内

平成 24 年 3 月

近江地方史研究会

近江地方史研究

第四十三号

近江地方史研究会刊

中世今津の間屋に関する二、三の問題

—「河原林文書」を中心に—

河内将芳

はじめに

中世今津に所在した間屋については、よく知られているように、問屋研究、あるいは問研究においても以前から注目されてきた。それは、比較的近年に発表された宇佐見隆之氏^①や鍛代敏雄氏^②の研究においても同様で、また近世史からのものではあるが、杉江進氏^③の研究においても同様といえる。

その背景としては、いわゆる「河原林文書」（「川原林文書」）^④に中世今津の間屋にかかわる文書が数点のこざれている点が大い。そこで、本稿でも、これらの文書に関する先行研究の理解を紹介するとともに、それらの再検討をとおして、中世今津に所在した間屋にかかわる問題点を確認できればと思う。

なお、「河原林文書」については、これまで部分的につかわれることはあつても、複数の文書よりなる文書群という点をふまえて検討されてきたことは思ひのほかなかつたように思われる。そこで、本稿では、まず最初に文書群としての「河原林文書」について若干の検討をおこない、そのうえで関係文書の内容へとすすんでいき

いと思う。

一 「河原林文書」をめぐる

まず、「河原林文書」という名称からみていくと、これは、「明治十九年十一月」に「近江国高島郡今津村川原林甚右衛門藏本」「五点」を「採訪」し、「翌年五月影写」した「編修星野恒」によって命名されたものであることが、現在、東京大学史料編纂所に所蔵される影写本の奥書から読みとることができる。

もつとも、厳密に言えば、その影写本では、「河原林文書」ではなく、「川原林文書」と記されている。しかし、地元の今津町では、少なくとも近世前期の段階まで河原林とよばれていた^⑤とされているので、とりあえず本稿では、以下、「河原林文書」で統一しておくと思う。

ところで、右の影写本の奥書によつて、「河原林文書」が、今津の河原林甚右衛門家に伝来してきた文書であることがあきらかとなるわけだが、現在のところは、その原本の所在は不明とされている。

また、明治二〇年（一八八七）に影写されたものは、わずかに五
点にすぎず、しかも、そのうちの二点は、あきらかに近世の文
書や写であり、本稿での検討対象からはとりあえずはずれること
なる。よって、五点のうち、のこり三点の文書がここでは検討の対
象となるのだが、その三点が具体的に表1のAとなる。

河原林甚右衛門家に伝来した文書というのは、おそらくこの五点
だけにとどまることはなく、かなり膨大なものだったと考えられる
が、そのことを裏づけるように、じつはすでに近世の段階でその一
部が謄写されたことが知られている。

具体的には、金沢藩五代藩主前田綱紀によって蒐集され、そのの
ち編集された「松雲公採集遺編類纂（松雲公遺稿古文類纂）」百四
十⑩のなかに「江州今津甚右衛門伝書」としてみることができ
らである。そのうち、本稿の検討対象となる時代の文書（写）は六
点となり、それが表1のBとなる。

Aとくらべてみてもわかるように、このBではAとのあいだに文
書の排列に異同があるばかりか、Aでは影写されていない文書も三
点謄写されていたことがあきらかとなる。じつは、この三点の文書
こそ、中世今津の間屋にかかわる史料なのだが、それらがなぜAに
おいて影写されなかったのかという点についてはさだかではない。

しかし、Bのほうが書写された時期がAとくらべて早いというこ
ともあるだろう。近年の研究では、どちらかといえば、Bをつか
うことが多いようである⑩。ただ、それについても問題がないわけ
ではない。

というのも、Bはやはり謄写ということもあって、少なからず誤

実際、平成二三年（二〇〇一）に今津の堀井家であらたに発見さ
れた「堀井家文書」⑩のなかにも本稿の検討対象となる文書の写が
二点つたえられているが（表1のD）、そのうちAとDに共通する、
天正十一年（一五八三）六月朔日付羽柴秀吉判物をくらべてみると、
AとDにおいては、各行の文字の排列が同じであることが確認でき
るとともに、文章についても、Cと同じであることが確認できるか
らである。

いっぽう、Bは各行の文字の排列がA・Dと異なるだけでなく、
冒頭の文章についても、A・C・Dが「從若州往反之高荷船等事」
（傍点、筆者）と記されているのに対して、Bだけが「從若州往來
之商荷物等之事」（傍点、筆者）と記されるなど、あきらかな誤写
もみられるのである。

もちろん、Bもまた、おそらくは原本かそれに近い写本を謄写し
たのだろうが、以上のような点から、本稿で検討の対象となる関係
史料についても、Bをそのままつかっていくには若干の不安がの
こされる。そこで、以下では、Cの「河原林文書」（滋賀県史採集
文書）を基本に、Bの「江州今津甚右衛門伝書」などを参照とし
つ、検討をすすめていきたいと思う。

二 「今津問屋中」

さて、本稿で具体的に検討していく「河原林文書」は、表1のC
のうち、今津とはおよそ無関係と思われる内容をそなえた（天正一
二年）五月一七日付羽柴秀吉朱印状写⑩をのぞいた五点となる。そ

写があると考えられるからである。そのことがなぜわかるのかとい
えば、「河原林文書」を書写したのが、じつはAとBだけではない
という事実がある。

たとえば、大正十一年（一九二二）に滋賀県史編纂のため謄写さ
れた史料が「滋賀県史採集史料（県有影写文書）」⑩としてこのさ
れているが、そのなかにも「河原林文書」と題してかなりの数の文書
が謄写されている。

表1のCは、そのうちの本稿の検討対象となる時代の文書（写）
の一覧である。排列だけを見てみると、Bを謄写したかのようにも
みえなくもないが、しかし、実際は、前半の三点の文書はAを謄写
したものであることが、「大正十一年九月廿三日写校了」と記され
た奥書からあきらかとなる。

同様に、後半の三点の文書について
も、それらにつづいて謄写された文書
のなかにBにおさめられていないもの
も複数存在することから、Bを単純に
謄写したと考えるわけにはいかないだ
ろう。

さきにもふれたように、原本の所在
が不明なため確定的なことはいえない
が、可能性としては、Cの後半三点の
文書については、Aと同じように原本
かそれに近い写本を謄写したとみるの
が自然である。

のうち、問屋にかかわるものとしてま
ずあげられるのが、つぎの文書（表1
のCの④）である。

〔史料1〕

以上

熊申遣候、從若州出之候商人荷
於其地役を取候由候、如何之事情
哉、日本国ノ諸役・京之見入・兵
庫之関・浦々役義、如此從往古有
來役さへあかり候処、其元にて新
儀ニ役取候事、沙汰之限、曲事候、
商人付候者、めしをうり、やとを
可仕候、其外役義取候者、得上意
可成敗候、急度返事可申越候、
恐々謹言、

彈正少弼

十月廿四日 長吉（花押影）

今津

さきにもふれたように、現在のところ「河原林文書」の原本は、所在不明
であり、したがって、文書の形状につ
いては、はっきりとはわからない。ま

表1 「河原林文書」関連史料一覧（丸囲み番号が同じものは同文書（写）を意味する。）

A 河原林文書（東大史料編纂所影写本）				B 江州今津甚右衛門伝書（松雲公採集編類纂）			
排列	年月日	文書名	宛所	排列	年月日	文書名	宛所
①	(天正12年) 5月17日	羽柴秀吉朱印状写	民法・小野木清次殿	③			
②	天正11年6月朔日	羽柴秀吉判物	江州高島郡今津浦中	②			
③	天正9年9月8日	織田信重判物	今津地下人中	①			
				④	(年未詳)10月24日	浅野長吉書状写	今津□□
				⑤	(年未詳)11月6日	浅野長吉書状写	今津問屋中
				⑥	(年未詳)3月13日	浅野長吉書状写	今津惣中

C 河原林文書（滋賀県史採集文書）		D 堀井家文書	
排列		排列	
③			
②		①	
①			
④			
⑤			
⑥		②	

た、その年紀も、文書の様式が原則、年号を記さない折紙と考えられるため、未詳といわざるをえない。が、これについては、先行研究が一致して天正一三年（一五八五）と比定している。

その根拠は、差出の浅野長吉（弥兵衛尉、のちに長政）が今津の所在する「高島郡内」に「七千貳百石」の「加増」を秀吉からうけたのが天正一三年閏八月二日であること^④、また、文中にみえる「日本国諸役」の「あかり」という施策が取行されたのも天正一三年^⑤であったことによる。

おそらく、この年紀については、よほどの新史料が発見されないかぎり問題はないと思われるので、ここでもとりあえずそれにしたい、内容のほうへとすすんでいくことにしよう。

まず、文書の冒頭にあきらかなように、この「史料1」では、「其地」（今津）において、「従若州出之候商人荷」に対する「役」を取る行為が問題とされていたことが読みとれる。

ここでなぜ、「役」を取る行為が問題となるのかといえば、「日本国之諸役・京之見入・兵庫之関・浦々役」など「従古有来役さへ」「あかり」という状況であるにもかかわらず、「其元」にて「新儀二役」を取る行為は、「沙汰之限」であり、「曲事」であるというのがその理由となる。

ここでいう「役」とは、文中にみえる「日本国之諸役」について記される「京之見入」が、いわゆる京都七口の関銭を意味していることがあきらかなので、関銭とみるのが自然である。この点、この「役」を、かつての研究が、たとえば、脇田修氏^⑥や朝尾直弘氏^⑦のように「本所の課役徴収権」や一般的な「役」としてとらえてい

たのに対し、近年の宇佐見隆之氏や鍛代敏雄氏によって関銭と的確にとらえられている点にはあらためて注意する必要がある。

その「役」が「あかり」とは、「あかり」が「日葡辞書」^⑧にみえる「アガリ」^⑨「ある人から領地とか役目とかが取り上げられる」に相当すると考えられるので、具体的には、『言経卿記』^⑩天正一〇年（一五八二）一〇月一九日条にみえる「諸口見入公事、去九日歟ヨリ羽柴筑已下二テ五人之奉行トシテ停止了」といった、関銭を取る行為の「停止」を意味する。

つまり、すでに天正一〇年段階でおこなわれていた施策との対比のなかでその違法性が問われることになったわけだが、ここにみえる「新儀二役」とは、「従古有来役さへ」に対応するものと考えられるので、少なくとも浅野長吉の耳には、文字どおり「新儀」と聞こえたと理解するのが妥当であろう。

それでは、そのような「役」や「新儀二役」を取っていた主体が何だったのかといえば、当然それは宛所の「今津□□」となる。この宛所がなぜ部分的に欠けているのか^⑪については、残念ながらさだかではない。が、これも先行研究がおしなべて理解しているように、「今津□□」に対しては、「役」を取る行為などはやめて、「商人付候者、めしをうり、やとを可仕候」と指示していることから、いわゆる商人宿の機能もはたす「問屋中」が入ると考えるのが自然であろう。

以上のことから、今津には問屋が所在し、それがこのとき「従若州出之候商人荷」に対して「新儀二役」を取っていた事実が知られる。とともに、浅野長吉がその事情について、「急度返事可申越候

と「返事」をもとめたことあきらかとなる。つまり、この「史料1」は、すでに杉江進氏が指摘しているように、「今津□□」（問屋中）が「新儀二役」を取る行為に対して、その事情説明をもとめた文書となろう。

注意されるのは、「其外役義取候者、得上意、可成敗候」と強い口調ではありながらも、即座に処断することを通告したものである点である。そこには一定の時間的な猶予、あるいは何らかの事情があったようすもうかがわれる。

この文書に対して、「今津□□」（問屋中）がどのような「返事」をしたのかについては、直接その内容を示す史料が残されていないのでさだかではない。が、おそらくその「返事」をうけて、ふたたび浅野長吉から出されたのがつぎの文書（表1のCの⑤）と考えられる。

〔史料2〕

以上

日本国諸役悉上申候処、於当津、従若州出候荷物ニ駄別を取由候、然者、早崎平蔵方へ礼金出付而、如此之旨候、向後、一切礼儀不可出之候、駄別も取間敷候、庭物之事は、壹駄付而八木老升宛可取之候、恐々謹言、

浅野弾正少弼

十一月六日 長吉（花押影）

今津

問屋中

これもまた、「史料1」と同様、折紙と考えられるため、年紀を

たのに対し、近年の宇佐見隆之氏や鍛代敏雄氏によって関銭と的確にとらえられている点にはあらためて注意する必要がある。

その「役」が「あかり」とは、「あかり」が「日葡辞書」^⑧にみえる「アガリ」^⑨「ある人から領地とか役目とかが取り上げられる」に相当すると考えられるので、具体的には、『言経卿記』^⑩天正一〇年（一五八二）一〇月一九日条にみえる「諸口見入公事、去九日歟ヨリ羽柴筑已下二テ五人之奉行トシテ停止了」といった、関銭を取る行為の「停止」を意味する。

つまり、すでに天正一〇年段階でおこなわれていた施策との対比のなかでその違法性が問われることになったわけだが、ここにみえる「新儀二役」とは、「従古有来役さへ」に対応するものと考えられるので、少なくとも浅野長吉の耳には、文字どおり「新儀」と聞こえたと理解するのが妥当であろう。

それでは、そのような「役」や「新儀二役」を取っていた主体が何だったのかといえば、当然それは宛所の「今津□□」となる。この宛所がなぜ部分的に欠けているのか^⑪については、残念ながらさだかではない。が、これも先行研究がおしなべて理解しているように、「今津□□」に対しては、「役」を取る行為などはやめて、「商人付候者、めしをうり、やとを可仕候」と指示していることから、いわゆる商人宿の機能もはたす「問屋中」が入ると考えるのが自然であろう。

以上のことから、今津には問屋が所在し、それがこのとき「従若州出之候商人荷」に対して「新儀二役」を取っていた事実が知られる。とともに、浅野長吉がその事情について、「急度返事可申越候

欠いているが、先行研究は一致してその年紀を天正一三年と比定している。おそらくそれも動くようなことはないと考えられるので、この「史料2」は、「史料1」が出されてからおよそ一〇日あまり後に出された文書となる。よって、そのわずかなあいだに、「今津□□」（問屋中）はその「返事」を返したことになる。

この「史料2」では、宛所が「今津問屋中」となっており、この時期の今津に問屋があったことが確実となるわけだが、先行研究では、このこともふまえて、さきの「史料1」の宛所もこれと同様であったと考えている。

妥当な理解といえようが、この「史料2」とさきの「史料1」で大きく異なる点は、「今津問屋中」が取っていた「役」が、具体的には、「従若州出候荷物」に対する「駄別」とよばれる関銭であったことがあきらかとなる点であろう。

このように、「史料2」によって「役」の実態があきらかとなった背景には、この文書が、「今津問屋中」の「返事」をふまえて出されたことがあったと考えられる。と同時に、取られていた「役」が「駄別」である点から、問題の「役」が「若州」より馬で運ばれてきた「荷物」に対して取られた関銭であったこともあきらかとなる。そして、それによって、今津の問屋には、馬に乗せられた「荷物」がつけられていたということもあきらかとなる。

なお、「今津問屋中」が、このような馬に乗せられた「荷物」以外の品も扱っていたのかどうかについてはさだかではないが、ここで注目しなければならないのは、つとにいわれるように、問題の「駄別」が「早崎平蔵方へ礼金出付而」、取られていたという事実が

知られる点である。

この早崎平蔵(平三)(家久)については、高島幸次氏^⑥や鍛代敏雄氏、あるいは杉江進氏の研究にくわしく、それらの先行研究によつて、早崎氏が竹生島の「寺領早崎村」を拠点とした一族であったこと、また早崎平蔵(平三)が、すでに天正十一年(一五八三)五月の段階でみずからの書状^⑦のなかで「秀吉様」と記している点から、秀吉配下の人物であったこともあきらかとなっている。

もっとも、その早崎平蔵が今津に対してどのような権限を有していたのかについては具体的にはよくわからない。が、「今津問屋中」が、その早崎平蔵に「礼金」を出すことで、「駄別」を取ることを認められていると理解していたことだけはまちがいないだろう。

この点、朝尾直弘氏は、「今津の問屋中は秀吉馬廻であった早崎平蔵の被官となつて礼金を納め、その反対給付として若州荷物駄別銭を徴収する権利を許されていた」との理解を示しているが、これについては、すでに鍛代敏雄氏が指摘しているように、その被官關係を具体的に確認できる史料はなく、慎重に考えるべきと思われる。

ただ、礼金や礼物などを出すことによつて、なんらかの権利の保証をもとめるありかたは、中世的な慣行としてよく知られている。そして、それに対して浅野長吉が、「向後、一切礼儀不可出之候、駄別も取間敷候」と明言しているように、そのような「礼金」(「礼義」)やその代償としての「駄別」、さらには「礼金」をうけとる早崎平蔵のような存在を否定しようとしていたことはあきらかかといえよう。

になつたからである。

なお、「庭物」の実態については、鍛代敏雄氏がくわしく検討を加えており、少なくともここにみえる「庭物」は、「単に手数料とするよりも、倉庫料」と考えたほうがよいとされている。が、いずれにしても、「今津問屋中」は、「駄別」を捨てるかわりに、「庭物」を得たことになつたといえよう。

三 「河原林文書」と河原林氏(今津氏)

前章では、「河原林文書」に伝来した(史料1)(史料2)に登場する「今津問屋中」についてくわしくみてきたが、さきにもふれたように、従来の研究では、どちらかといえば、これらの史料でもつて、中世問屋の特権が豊臣政権によつて否定されたことを論じてきた。もちろん、それもこの一面をとらえているにはちがいないが、しかし、あらためて(史料1)(史料2)がともに、「河原林文書」のなかに伝来してきたという事実をふまえる必要がある。

なぜなら、すでに杉江進氏があきらかにされているように、この「河原林文書」をつたえた河原林氏は、文禄四年(一五九五)に今津と弘川村が加賀前田家領となつた際、代官としてその支配を命ぜられた河原林甚六を祖とし、その二代にあたる甚右衛門が寛永二〇年(一六四三)に前田利常によつて今津の苗字をあたらえた^⑧一族として知られているからである。しかも、その代官の職は、幕末まで存続した^⑨。

つまり、「河原林文書」は、近世今津の有力者の地位を占めた河

もつとも、「向後、一切礼儀不可出之候、駄別も取間敷候」とあるように、それはあくまで「向後」のことであり、それ以前のことについてまで問いただす意志のなかつた点にも注目する必要がある。それが秀吉の「上意」だつたのかどうかまではわからないが、おそらくは、現場にのぞむ浅野長吉の判断としておこなわれたものと考えるのが現実的であろう。

なお、浅野長吉と早崎平蔵のあいだにあつたであろう上下關係などについてもよくわからないが、「史料2」の直前というかたちで(史料1)が出され、しかもその事情についての「返事」までもとめたという背景には、あるいは同じ秀吉配下の早崎平蔵が今回の件にかかわっているといった事前情報などもあつたのかもしれない。ところで、この(史料2)のなかで、もっとも重要な部分とは、じつは最後の「庭物之事は、老駄付而八木老升宛可取之候」ではないかと考えられる。これまでの研究では、どちらかといえば、「役」「新儀二役」「駄別」や「礼金」が否定されたことに注目してきたが、すでに脇田修氏や鍛代敏雄氏が指摘しているように、「史料2」が出されたことによつて、「今津問屋中」には、「老駄付而八木老升宛」の「庭物」を取ることが「公定」されたからである。

ここでいう「庭物」と「駄別」のどちらが荷主にとつて負担であつたのかという点についてはさだかではないが、「今津問屋中」が「庭物」を取ることを公権力に認められた意義は大きいといわざるをえない。なぜなら、これによつて「今津問屋中」は、中世的な慣行としての「礼金」などをいずこへも出す必要なく、今津につく「荷物」「老駄」ごとに「八木老升」をもとめる権益を獲得すること

原林氏(今津氏)によつて伝来されてきた文書群であり、したがつて、常識的にも考えても、それらは、所持し、伝来するにたる現実的な意義をもつものであつたとみるのが自然であろう。そして、その意義とは、「史料1」と「史料2」にそくしていうならば、「今津問屋中」として「老駄付而八木老升宛」の「庭物」を取る権限を有していたことの保証と考えるのが妥当である。

このようにしてみるとわかるように、これまで中世問屋の特権が否定されたことを示す史料としてつかわれてきた(史料1)(史料2)は、じつはそれらを所持し伝来してきた河原林氏(今津氏)にとつては、むしろ逆に、近世以降のみずからの存在を保証するものであつたということになろう。やはり、「駄別」を捨てるかわりに、「庭物」を得た意義はきわめて大きかつたのである。

もっとも、「史料1」と「史料2」だけでは、「今津問屋中」として河原林氏(今津氏)が獲得した権益については知ることができないものの、そのいっぽうで、代官に任じられたこととのつながりはよくわからない。

ところが、これにかかわる文書も「河原林文書」にはつたえられていた。そのひとつが、つぎの史料(表1のCの②)と考えられる。(史料3)

從若州往反之高^海荷船等事、如先々、当浦へ可相着、若違犯輩於在之者、可加成敗者也、

天正十一

六月朔日

秀吉(花押)

江州高島郡

これは、時期的なことから推して、天正十一年（一五八三）四月に柴田勝家を賤ヶ岳の戦いで破ったのち、六月一日に上洛した^⑧直後に秀吉によって出された文書（折紙）と考えられる。この「史料3」が出されるにいたった経緯については、残念ながらわからないが、通常、この種の文書が権力側から出されるとは考えにくいので、おそらく「今津浦中」のほうから秀吉方へはたらきかけた結果、獲得したものとみるのが自然であろう。

また、同じく「河原林文書」には、これよりさきに出されたつぎのような文書（表1のCの①）もつたえられている。

〔史料4〕

以上

從若州出塩荷之事、新庄馬同前^二今津へも可相付候、往還不可有相違者也、仍如件、

天正九年^{丁未}

九月八日 信重^{（花押）}

今津

地下人中

これは、「史料3」から二年前の天正九年（一五八二）当時、高島郡を支配していた、信長の甥にあたる織田（津田）信重^⑨が出した文書（モト折紙力）であるが、おそらくこれもまた、「今津地下人中」が信重に申請することによって獲得したものであろう。

内容は、「從若州出塩荷」を今津につけることを認めたものだが、文中に「新庄馬同前^二とみえることから、問題の「塩荷」もまた

あつたことも意味するにほかならないからである。

おそらく、そのようなありかたこそ、河原林氏（今津氏）が今津の代官にふさわしい存在として前田家に認められた理由だったのでないだろうか。

このようにしてみるとわかるように、年紀は順不同となるものの、「史料1」から「史料4」は、幕末まで代官として今津の支配にあつた河原林氏（今津氏）にとつて、今津の間屋として、また「今津浦中」「今津地下人中」を代表する存在としてその由緒をほころもつとも重要な文書群であつたことがうきぼりとなつてくる。

あたりまえのことだが、そうでなければ、一連の文書群として、「史料1」から「史料4」の文書がつたえられてきた必然性もまた説明することができないからである。

四 「庭物」と「十案」——おわりにかえて——

以上のようにしてみると、中世の間屋は、「今津問屋中」のように、近世へも生き残り、所在の港津、あるいは都市のなかで有力な地位をたもちつづけたかのようにみえるかもしれない。

しかし、すでに宇佐見隆之氏が検討を重ねられているように、たとえば、天正十五年（一五八七）六月に筑前博多に対して、「一、当津にをみて諸問・諸座一切不可有事」という文言をそなえた禁制^⑩が出されていることからあきらかなごとく、中世の間や問屋は、同業者組織としての座とともに基本的には否定される存在であつた。それは、首都京都においても同様で、少なくとも中世の段階で

馬に乗せられた「荷物」であつたことがわかる。

これよりまえに「若州」よりの「塩荷」が今津にはつけられていなかったのかどうかについてまではわからないが、これによって「從若州出塩荷」に対して一定の強制力がはたらくようになったことはうたがいない。そして、おそらくは、この「史料4」などを根拠として提示することで、その二年後に獲得したのが、「史料3」だつたのではないかと考えられる。

〔史料3〕にみえる「如先々」という文言も、このことをふまえてみると理解しやすいように思われるが、ただ、「史料3」には「若州」よりの「塩荷」ではなく、「往反之商荷船等」を「当浦」（今津浦）につけるようにとあり、「史料4」だけをそのまま下敷きにしたものというわけにはいかない。また、「史料3」のほうには、わざわざ「浦」ということがかわれており、どちらかといえば、湖上交通に視点があるようにも思える。

しかし、いずれにしても、「史料3」と「史料4」によって、「若州」より「出」たり、「往反」したりする「塩荷」や「高荷」、そして、それをほこぶ「船」までが今津に強制的につけられることが公認されたことだけはまちがいないといえよう。

そして、そのことをふまえて、あらためて注意する必要があるのは、やはり「史料3」も「史料4」もともに、「河原林文書」として伝来してきたという事実である。それは、すなわち河原林氏（今津氏）が、「今津浦中」「今津地下人中」宛の文書を所持、伝来してきたということを意味するのであり、それはそのまま河原林氏（今津氏）が、港津、あるいは都市としての今津を代表する存在として

間や問屋として知られる存在がそのまま近世においても存続していたという事実を史料のうえで確認することはできない^⑪。

とすれば、「今津問屋中」は、なぜ存続することができたのだろうか。おそらくその理由というのは、一般的なものというよりむしろ、個別のものとして考える必要がある。そこで、注目されるのが、やはり「庭物」の存在である。

さきにもふれたように、「今津問屋中」の場合は、早崎平藏へ「礼金」を出して「駄別」を取るといつた行為が否定されたかわりに、「老駄付而八木老升宛」の「庭物」を取ることを「公定」されたわけだが、おそらくそれ以外の問屋たちというのは、中世的な色彩の濃い「礼金」や「駄別」のほうに拘泥したため、そのすがたを消していったのではないかと考えられるからである。

その意味でも、「河原林文書」にのこされた、つぎの「史料5」（表1のCの⑥）と、もうひとつ、別のところにつたえられた文書の「史料6」^⑫をつきあわせてみると興味深い事実がうきぼりとなつてくる。

〔史料5〕

若州へ立候海道之馬借、如先々、於小浜不可相違候、何之荷物并家中之米たりといふとも、任御朱印之旨、当浦へ可出候、一切余之浦へ不可出候、少も新儀之事、可為曲事候也、謹言、

弾正少弼

三月十三日 長吉（花押影）

今津惣中

〔史料6〕

急度申遣候、仍若州江相立入馬之儀、何も十楽三申付候処、川上之庄之馬、従其在所相留由、如何候哉、諸事駄賃馬之義、無異義可相通候者也、

彈正

卯月三日 長吉判

今津

年寄中

〔史料5〕〔史料6〕ともに、これまでのものと同様、折紙と考えられるため、年号を欠いているが、〔史料5〕の年紀については、杉江進氏の研究によって天正一五年（一五八七）以降と比定されている。その根拠は、浅野長吉が秀吉によって天正一五年九月五日に「若狭一國」を「扶助」せしめられた^③ことによるものだが、おそらく、〔史料6〕もまた同様に、天正一五年以降で、浅野長吉が甲斐國を宛行われる文禄二年（一五九三）一月二〇日^④までの、〔史料5〕とさほど遠くない時期に出されたものと考えてよいだろう。

一見するとその内容は似通っているようにもみえるが、じつはその意図するところは、まったく相反するものとなっている点に注目しなければならぬ。

というのも、〔史料5〕が、若狭の「小浜」を起点として「若州へ立候海道之馬借」がはこぶ「何之荷物並家中之米」であろうとも、「御朱印之旨」にまかせ、「当浦へ可出候、一切余之浦へ不可出候」と「今津惣中」へつたえているのに対して、〔史料6〕のほうは、「若州江相立入馬」については「何も十楽三申付」けたにもかかわらず、「川上之庄之馬、従其在所相留」めたことを「如何候哉」と話

問、そのうえで「諸事駄賃馬之義、無異義可相通」と「今津年寄中」へ命じたものとなっているからである。

なぜこのようにふたつの史料の内容が相反するものとなっているのか、その理由は、おそらく、「若州」と今津をむすぶ「海道」に立つ馬のなかにも、「史料5」にみえる「馬借」と〔史料6〕にみえる「川上之庄之馬」のように、そのあいだには大きな違いがあったからと考えるのが自然であろう。

すなわち、「駄賃馬」である「川上之庄之馬」が「海道」を通り「荷物」や「米」をはこぶことについては、「十楽三申付」けており、それを強制的に「其在所」（今津）に「相留」ることはゆるされぬが、そうではない「馬借」については、「当浦」（今津）へ「出す」ことが「御朱印」によってさだめられていたという事実をここから読みとることができる。

じつは〔史料6〕は、これまでの研究ではつかわれたことがなく、また写でもあるため、多少読みとりにくいところもないではないが、いわゆる乗米座に通じることばとして知られる「十楽」がつかわれている点でも注目される。それはすなわち、「今津問屋中」にみとめられた「庭物」の対象が、「十楽」ではない「馬借」の運ぶ「荷物」に限定されるものであったということの意味すると考えられるからである。

おそらく、それにかかわる内容を指示しているのが、〔史料5〕のいう「御朱印」（秀吉朱印状）であったのではないかと思われるが、それが具体的にどのようなものだったのかについてはさだかではない^⑤。しかし、いずれにしても、「庭物」は、中世的な慣行の

うえにある「駄別」と同じようなものではけつしてなく、むしろ、すぐれて近世的なものであったと理解するのが妥当であろう。

そして、それによって存続を勝ち得た「今津問屋中」や河原林氏（今津氏）もまた、近世的な転換に成功した、まれな存在であったといえるのではないだろうか。

それにしても、「今津年寄中」を宛所とする〔史料6〕も、本来ならば、「河原林文書」のなかにつたえられてしかるべきもののように思われる。それが、「河原林文書」のなかのこざれていないのは、もともとこの文書の原本が、それを所持することで利益を得たであろう「川上之庄之馬」の関係者にくだされた^⑥か、あるいは、意図的に「河原林文書」のなかからはずされていったかのどちらかにその理由がもとめられる。

可能性としては、その両方ともに考えることができるように思われるが、いずれにしても、〔史料6〕の存在によって、「今津問屋中」が無限定にその權益をみとめられたわけではなかったこともあきらかとなろう。

以上、本稿では、「河原林文書」を中心に中世今津の問屋にかかわる基礎的な問題点について確認してきた。もとより「河原林文書」のごく一部にその対象をしばってきたこともあり、その実態というのにはほど遠いところにある。ひきつづき「河原林文書」の検討とあわせて後考を期す必要がある。今後の課題としておきたいと思う。

〔追記〕

史料の閲覧に際して便宜をはかっていただきました関係諸機関に記して感謝申し上げます。とりわけ、滋賀県高島市教育委員会の山本寛子氏には、「河原林文書」についてさまざまご教示いただきました。あらためて御礼申し上げます。また、本来であれば、本稿は、平成二十三年（二〇二二）六月二五日に近江地方史研究会大会でお話しさせていただいた基調講演「中世の今津と九里半道」を原稿とすべきでしたが、せっかく伝統ある「近江地方史研究」に寄稿させていただく以上、多少なりとも論考に近いものがないかと思え、編集担当の委員の方々におゆるしを得たうえで、このようにさせていただきます。会員のみなさまにはあらかじめご了解いただきますようお願い申し上げます。

註

① 宇佐見隆之「問」の終焉（石井進編『中世の村と流通』吉川弘文館、一九九二年、のちに同『日本中世の流通と商業』吉川弘文館、一九九九年に所収）、同「港津の間の展開」（五味文彦・吉田伸之編『都市と商人・芸能民 中世から近世へ』山川出版社、一九九三年、のちに前掲『日本中世の流通と商業』に所収）。以下、宇佐見氏の研究はこれによる。

② 鍛代敏雄「戦国・織豊期の地域と交通」琵琶湖の水上交通と早崎家久を中心として（『栃木史学』一〇号、一九九六年、のちに同『中世後期の寺社と経済』思文閣出版、一九九九年に所収）、同「地域と交通」『地方史研究の一視点』（『地方史研究』二六号、一九九七年、のちに前掲『中世後期の寺社と経済』に所収）、同「交通雑観」（『栃木史学』二二号、一九九八年、のちに前掲『中世後期の寺社と経済』に所収）。以下、鍛代氏の研究はこれによる。

③ 杉江進「交通の要衝今津」（『今津浦の盛衰』（今津町史 第二巻 近世）滋賀県今津町、一九九九年、のちに同『近世琵琶湖水運の研究』思文閣出版、二〇一一年に所収）。以下、杉江氏の研究はこれによる。

④ 滋賀県史 第五巻 参照史料（滋賀県、一九二八年）では、「河原林文書」として所収されているが、東京大学史料編纂所影写本では「川原林文書」と

なっている。のちにもふれるように、ここでは、この文書群をつたえてきた家が河原林氏（今津氏）として知られていることをふまえて、「河原林文書」としておく。

⑤ 滋賀県高島市教育委員会の山本晃子氏のご教示による。また、『今津町史』全四巻（滋賀県今津町、一九九七年～二〇〇三年）も参照。

⑥ 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。

⑦ 注①、②、③参照。

⑧ 滋賀県立図書館所蔵。

⑨ この史料の情報についても、滋賀県高島市教育委員会の山本晃子氏にご教示を得た。

⑩ その内容は、すでに『大日本史料』第一編之七、天正二年（一五八四）五月一日条に採録されているように、「佐久間正勝ノ弟道徳、京都一条町ニ於テ、事ヲ謀ル、淀ノ小野木重次、一条町並ニ実相院町ノ町民ヲ捕フ、勅旨ニ依リ、羽柴秀吉、之ヲ赦免ス」にかかわるものである。それにかかわる文書の写がなぜ「河原林文書」におさめられているのかについては、今後の課題である。

⑪ 天正一三年閏八月二日付豊臣秀吉領知判物（大日本古文書『浅野家文書』三二七号）。

⑫ 『四国御発向并北国御動座記』（天正一三年一〇月吉日奥書）（桑田忠親校注『太閤史料集』人物往来社、一九六五年）に「公家・武家・地下商人に至つては、諸役を止め、座を破らる」とみえる。

⑬ 頼田勝哉「荘園解体期の京都―流通をめぐる二、三の問題―」（『武蔵大学人文学会雑誌』第二四卷二・三号、一九九三年、のちに同『洛中洛外の群像』失われし中世京都へ）平凡社、一九九四年に所収。

⑭ 脇田修「近世封建制成立史論―織豊政権の分析Ⅱ―」（東京大学出版会、一九七七年）以下、脇田氏の研究はこれによる。

⑮ 朝尾直弘「公儀」と幕藩領主制」（歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』5、東京大学出版会、一九八五年、のちに『朝尾直弘著作集』第三巻 將軍権力の創出』岩波書店、二〇〇四年）以下、朝尾氏の研究はこれによる。

朱印などはどこにも押されていない。杉江氏も指摘されるように、「高島郡志」滋賀県高島郡教育会、一九二七年）によれば、今津の住吉神社では、この〔史料3〕にまつわる「御章印祭」がおこなわれていたという記事がみられる。また、近世になって、たとえば、京都などでも信長や秀吉などが発給した文書をその様式にかかわらず「御朱印」というようなこともみられるようになる（拙稿「近世京都における町共有文書と伝来について―「御朱印」をめぐって―」『地方史研究』第四二巻三号、一九九二年、のちに前掲『中世京都の民衆と社会』に所収）。しかし、ほぼ同時代にあたる〔史料5〕の段階で、そのような理解をすることはとも考えられない。よって、〔史料3〕とは別に秀吉朱印状が出された可能性のほうが高いように思われる。もともと、そうはいっても、後世、〔史料3〕を「御朱印」と称して、今津において重宝されたとしても、特段、問題となるわけではない。

⑯ 『大江保河上往古・中古・近代集入雑記』には、この文書写の説明として、「御意ハ、此状今津へ見セ、河上庄ニ取置、可為末之宝ト由三而」との一文が記されている。もともと、一是八慶長八年河上・善積海道論有之、御奉行浅野正様より被下所也」とあり、浅野長吉が文禄二年に甲斐国を宛行われて以降の年紀に比定しているなど問題もみられるので、そのまま信用できるところについては、検討が必要となろう。

（奈良大学文学部教授）

⑯ 土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』（岩波書店、一九八〇年）。

⑰ 大日本古記録。

⑱ この部分については、「江州今津甚衛門伝書」では、「――」と記されているが、「河原林文書」（滋賀県史採集文書）では、「――」と記されている。

⑲ 高島幸次「織豊政権期の湖水船奉行」（『近江地方史研究』二八号、一九九三年）。

⑳ 天正一一年五月二日付早崎家久書状（『長命寺古文書等調査報告書』滋賀県教育委員会事務局文化財保護課、二〇〇三年）。

㉑ 『江州今津甚右衛門伝書』におさめられる貞享三年（一六八六）六月日付江州今津甚四郎由緒書写に「寛永式拾年二微妙院様より今津与名字を被下」と記されている。

㉒ 『今津町史』第二巻 近世（滋賀県今津町、一九九九年）参照。

㉓ 藤井讓治「豊臣秀吉の居所と行動」（天正一〇年六月以降）（藤井讓治編『織豊期主要人物居所集』思文閣出版、二〇一一年）。

㉔ 谷口克広「織田信長家人名辞典 第2版」（吉川弘文館、二〇一〇年）。

㉕ 天正一五年六月日付豊臣秀吉禁制（『榊田神社文書』『新修福岡市史』資料編 中世① 市内所在文書』福岡市、二〇一〇年）。

㉖ 拙稿「中世京都「七口」考―室町・戦国期における京都境域と流通―」（『ヒストリア』一六八号、二〇〇〇年、のちに同『中世京都の民衆と社会』思文閣出版、二〇〇〇年に所収）。

㉗ 『大江保河上往古・中古・近代集入雑記』（今津町史 第四巻 資料）滋賀県今津町、二〇〇三年。この史料の情報についても、滋賀県高島市教育委員会の山本晃子氏に便宜をはかっていた。

㉘ 天正一五年九月五日付豊臣秀吉領知朱印状（『浅野家文書』三二八号）。

㉙ 文禄二年一月二〇日付豊臣秀吉領知判物（『浅野家文書』三二二号）。相田文三「浅野長政の居所と行動」（前掲藤井讓治編『織豊期主要人物居所集』成）参照。

㉚ なお、杉江進氏などの先行研究では、「任御朱印之旨」とは天正一一年六月一日秀吉によって荷物の今津への独占的な積み出しが安堵された事を指す」と理解されている。しかし、それにあたる〔史料3〕は判物であり、